

平成 20 年度 第 11 回 官業改革タスクフォース 議事概要

1. 日時：平成 20 年 11 月 10 日（月）16:00～17:00
2. 場所：永田町合同庁舎 1 階第 3 共用会議室
3. 議題：日本学生支援機構における奨学金回収業務について
4. 出席者：

【規制改革会議】安念主査、翁委員、大橋専門委員

【文部科学省】高等教育局学生支援課 下間 康行 課長

同上 圓入 由美 課長補佐

同上 池尻 英一 課長補佐（併）育英奨学専門官

5. 議事概要：

○安念主査 済みません。こちらの手落ちでしたね。大変、御迷惑をかけ、勝手なことを申しまして。本当にありがとうございます。では、よろしいですか。では、15 分ほど御説明をいただいた後で質疑応答をさせていただきたいと思います。どうぞ、よろしく願いいたします。

○下間課長 資料、ミニマムということで、大部の御資料を差し上げてもお時間もございますので、簡単な説明資料にしてございますので、お尋ねに従って必要がございましたら追加的に資料を差し上げるという進め方をさせていただきたいと存じます。

これはもう既に御案内だと思いますので、余り重複した説明は必要ないかと思っておりますけれども、そういう前提でよろしゅうございましょうか。

○安念主査 結構でございます。

○下間課長 資料の 1 枚、繰っていただきますと、目次が、事務局の方を通じましていただきました質問事項ということで、一つは奨学金回収業務について、最近の回収率、その向上の取組状況、それから回収業務の民間委託の推進状況といったことについてのお尋ねでございます。

もう一つは、機関保証制度についての制度内容、それからこの機関保証制度につきましては財務省理財局の監査で指摘を受けておりまして、その内容。それから、その指摘を受けました改善の取組内容ということでいただいております。これにつきまして、順次、御説明を差し上げたいと思います。

まず、1 点目、1 ページ目でございますけれども、「最近 5 年間の奨学金回収率について」ということでございますが、ずっと追っていただくと、大体、その状況について余り変化がないということでございますけれども、要回収額、当該年度中に回収すべき額として、当該年度に新たに返還期日が到来した額と過年度の未回収額との合計ということで、過年度についての回収がやはり 2 割を切るような状況でございますので、トータルとしてのその回収率といいますと 8 割といったような状況になってございます。そうした中で、新規の返還者、新たに期日が到来したものの回収率につきましては、95%を目指しており

ます。19年度もほぼ95%ということでございます。

よろしゅうございますか。2ページの方でございますけれども、こういう中で全体として新規のものについてしっかりと回収を進めるということもございますけれども、旧特殊法人でございます日本育英会由来の延滞債権も含めまして、回収をどう進めていくのかということで、これまでの取組みといたしましては一つは延滞者に対しての早目の対応をするということで、既にこれまで3か年にわたって取組みをしてきてございますけれども、原則として延滞1年以上のすべてに対して法的措置を前提とした督促を実施するというところで、計画的に進めてございます。

また、電話督促の強化ということもしてございますが、全体として予算の制約もございまして、抜本的にそれが進んでいるということでもございせん。件数を御覧いただきますと、督促の強化ということで進めてございますけれども、飛躍的に件数を伸ばしているという状況ではございません。

一方、法的措置につきましては、支払督促申立予告の件数を増やしてきているという状況でございます。また、民間を活用した収納・督促の強化ということでございまして、一つは収納の方法ですけれども、当然の話ではありますが、延滞者に対してより返しやすい方法ということでコンビニ収納等を進めているということでございます。

これは20年10月実施ということでございますので、今、始めたばかりということでございますけれども、コンビニ等を活用した収納を進め、それから債権回収業者、サービサーと申しますけれども、御案内と存じますが、サービサーへの回収委託を少しずつ試験的に実施をしながら拡充をまいりまして、後ほど申しますが、初期の延滞債権については効果があることが、大体、はっきりしてまいりましたので、これを来年度からは全面的に民間委託したいということで、必要な予算も要求をしているところでございます。

それから、住所把握の徹底ということで返還誓約書の提出時に住民票の提出を新たに義務付けるということ、今年度、20年の3月満期で、この10月から返還をする方から始めてございます。それから、住所不明者に対する追跡調査の徹底ということで、実はこれもシステムの改修が一部必要な部分がございます、来年度概算要求をしているということでございます。

あとは大学等との連携強化。これまでの取組みと更にとということもございまして、どういたしましても、機構の職員のマンパワーが十分ではございませんので、大学の行います返還説明会への派遣ということが十分かなっておりませんが、これを順次伸ばしてきているという状況でございます。

また、右に行っていただきますと、昨年9月から開設をいたしまして、本年6月に機構に設けました奨学金の返還促進に関する有識者会議の提言をいただいておりまして、それに沿った回収強化策を順次、実施をしていくということもでございます。

新聞報道等もございまして、一つは延滞率の改善が進まない学校名の公表、それから個人信用情報機関の活用。このいずれについても、現在、実際、どういう形で進めて

いくのかということについて具体策の検討中でありまして、できれば年内にと考えてございますけれども、具体策を定めまして21年度以降、順次、実施をしていきたいと考えてございます。

それから、返還誓約書の提出時期、これにつきましては、返還の誓約書自体はこれまでは返還に入る時点で徴収をするということでありましたが、これを大学の貸与であれば、大学の最初の段階で、貸与を始める段階で徴収することにいたしまして、返還誓約書の徴収漏れを防止をするということでもあります。

それから、早期における督促の集中的実施ということで、通知、この中でも特に連帯保証人に対する通知、あるいは架電というものを効果的に実施することが、本人に対する通知もこれまでさまざまな方法でやっていますが、効率的に実施することが効果的でありますので、これを進めたいということ。

それから、機関保証加入者について本人への架電回数を強化し、増加して督促を強化する。それから、法的措置を更に早期化をして、また延滞者については全員に対する法的措置の原則実施をするということで、今、1年以上延滞をした者について法的措置に入るということで実施をしてございますけれども、21年度からは3か月早めまして、原則、延滞9か月以上の者全員を対象とするということで、比較的、初期の方に対して督促を強化をしていきたいと。

それから、返還の延滞という話の前の段階として、そもそも返還について自分の返還額が一体幾らなのか、また、若干、いろいろと状況が悪いので少し返還の方法を工夫したいというお話もあり得るわけですが、現在、その返還の相談体制が脆弱でありまして、これも職員のマンパワーでございまして、現在、ナビダイヤルという機械につながって、それからオペレーターにつながる仕組みを取っております。そのナビにつながって、実際、そこからオペレーターまで電話がつながる率が20%、2割ということでございます。

その中にはいろんな御事情があるかとは思いますが、実際、オペレーターがしっかりと御相談に応じることができれば、あるいは延滞につながらず、円滑な返還ができる。ないしはそもそものサービスとして、しっかりと相談に応じる体制を強化する必要があるということで、これは費用のかかる話ではございますけれども、民間のコールセンターに委託をいたしまして、かなり専門的な、いろいろとやりとりを要するようなものを「二次受け」と私どもは呼んでいますが、その二次受けは機構の職員が行うとして、その方の返還所要額が幾らであるとか、そもそもどのぐらいの期間にわたって返さなければいけないとか、初歩的な相談につきましては一次受けのこの委託をいたしましたコールセンターで実施をしていく。受電率の80%を実現したいと考えてございます。

この辺り、その推進につきまして計画というほど精緻になってございませぬけれども、回収強化のための対策を表にしましたのが、3ページでございます。本年度までが第1期中期計画期間でありまして、来年度からは第2期中期目標計画期間に入るわけでござ

ございますけれども、それに向けましてメニューとしましては、今、申しあげましたところに民間に委託するようなものについて、特に赤字でお示しをしてございますけれども、一つは督促架電に対して、これもマニュアルに従って機構の職員が行うということでございますけれども、これも一部、民間委託することによって、効果的に実施をしていくということ。それから、先ほど申しました債権回収業者、サービサーによる回収につきましては、初期の延滞者、新規延滞4～8か月については、全員、実施をする。また、中長期の延滞者についても段階的に実施をしまして、民間の回収のノウハウをしっかりと入れていきたいと考えてございます。

それから、法的措置の強化ということにつきましても、延滞9か月以上になった者は原則、全員実施。また既延滞者についても計画的に全員実施ということでございますけれども、この大部分につきましてはやはり弁護士等との相談も必要でございまして、しっかりと民間の力を借りて進めていきたいということでございます。

それから、住所不明者に対する調査の徹底ということでございますけれども、機械処理という方はちょっと黒字になってございますが、まずは今の不明者の住所などをかなり手作業によって各市役所や区役所から住民票を取り寄せて、またそれを入力し直してというような、これは機構のシステム上の問題がございまして、そういった登録処理を機械処理できるような予算を現在、概算要求中でございまして、これは予算の話でございますので、まだはっきり見通しが立ちませんが、かないますれば、今はほとんど市役所の業務もオンラインで、電子的に請求をして電子的にいただくという情報交換が可能でございますので、そういうことを進めて調査の迅速化と徹底を図っていきたいと考えてございます。

それから、当然ながら、業務運営の方につきましてはしっかりと効率化を進めていくということ。それから、学校との連携の中でそもそも「学校においてしっかりと審査を」という話もあるわけでございますけれども、一方でその返還に関わります部分については、やはり機構の職員がきちんと説明をすると。これはいろいろと説明会に出席した学生の声などを聞きますと、やはり、大変厳しく取り立てられているような説明を差し上げるわけですが、「きちんと返さなければいけないのだということがはっきりわかった」と。あるいは、長期にわたって継続していかなければいけないその返還が非常に長いプロセスであることについても、その説明会でしっかり理解をさせるということ。

それから、先ほど申しました延滞率の高い学校名の公表。それから、2つのことが、今までの負の遺産としての回収を抜本的に強化をしていくことに取り組まなければいけないわけですが、同時に延滞債権の増加の抑制を図ることも大事でございまして。先ほど申しましたこのコールセンターの設置・運営は、回収の強化というよりは延滞債権の増加の抑制を図ることにより効果があるのではないかと考えてございます。

また、個人信用情報機関の活用につきましても、この12月に加盟に向けまして、今、どういった契約ということにつきまして詰めているところでございますけれども、まず、21

年度に採用するものから適用ということをございますけれども、現在、既に貸与を受けている者についても適用できないかということ、これは個人情報の保護の観点から本人の承諾を得なければいけないということで、その具体的な手続をどういうプロセスで経て同意を署名で得るということになると、なかなか、得られない可能性もございますので、その辺り、既に貸与を受けている者に対してどういうふうに適用していくかということは、現在、検討中のございます。いずれにしましても、これらの措置によりまして延滞債権の増加抑制と回収の抜本的強化を図りたいと考えてございます。

それから、回収業務の民間委託の推進状況ということをございますけれども、メニューとしては電話での返還督促、それから電話で「リレー口座」と申しますのは返還口座のございますけれども、学生の間は貸与を受けるということで、貸与を受ける額が入金する口座は当然持っているわけですがけれども、卒業後、返還を口座振替でしていくための口座を私どもは「リレー口座」と言っております、そこへの加入を督促していく。

それから、法的措置を前提とした請求督促の強化・拡大。債権回収業務の外部委託。これは試験的導入が今年度まででございますけれども、来年度から先ほど申しましたとおり、初期の延滞債権については全面的に実施をしていくということをございます。

その他、ここに書いてあるとおりでございますけれども、休日等の返還督促等架電につきましては、職員では十分対応できない部分のございますので、これについても若干、数としては減ってございますけれども、これは20年9月末時点の数字ということをございますので、このまま倍数にはなりません、この20年度の数字を大体、2倍していただくと20年度の数値と考えていただいてもよろしいかと存じます。

また、外部委託の試験的導入につきましては、大体、12月のボーナス時期から年度末にかけて実施をするものをございます、20年度につきましてはほぼこれからということをございますけれども、9,000件について実施をしまして、21年度につなげていきたいということをございます。

それから、論点の4以降は機関保証制度ということをございます、機関保証制度についても既に御案内の部分があるかと思っておりますので、かいつまんで御説明申し上げたいと存じますけれども、日本学生支援機構の機関保証につきましては、いろいろな方法があり得ると思っておりますけれども、制度創設当初に比較的低い保証料の水準で受けていただくということが可能な財団法人日本国際教育支援協会、これももともと旧特殊法人になります旧日本育英会と、それから留学生関係の4法人とを、それから当時、文部科学省が行ってございましたさまざまな学生支援、あるいは留学生に係る業務と、一部を独立行政法人に実施をさせるということで、学生支援機構を建てましたときに、その留学生関係4法人の学生支援機構に引き継がれない業務についてこの財団法人が引き続き担っていくということで設置をいたしまして、学生支援機構と一体として業務を実施する協会でございますけれども、保証料率が年率0.7%未満ということで、なかなか、こういった保証料率で受けていただくことが難しい中で、この協会が実施をするということでございます。

ます。

16年度に導入した制度ですので、本年度、20年3月に大学4年制を終えて卒業する方が、この半年間、猶予を置きまして、卒業した年の10月から返還に入りますので、これからこの機関保証加入者についても返還が始まるという中で、これまでも短大、高専、高等教育2年制の方について、加入者についての代位弁済が順次、進められてきているわけですが、こうした点で代位弁済の状況は必ずしも進んでいないということですが、4年制の学部卒業者の代位弁済はこれからでございますので、この20年度からの取組みがやはりしっかりと必要だろうと私どもは考えてございまして、今後、機関保証についてしっかりと取り組んでいきたいと考えているわけでございます。

1枚、繰っていただきまして、6ページ。その機関保証の制度について財務省の实地監査でどういう指摘を受け、それに対してどういうふうに改善を進めているのかということにつきましては、左側が指摘でございますけれども、前のページに表がございますけれども、代弁済請求ということで、協会に請求をしている件数が18年度実績11件、700万円。請求の対象となる債権であるにもかかわらず、これは協会と機構との間でルール、契約を決めてございますけれども、その中できちんと債務者に対する督促を重ねて、それで履行遅延の期間が1年に達した債権について、こういう請求を協会に対して行っていくという取決めを行ってございますけれども、そういう督促が不十分であるといったようなこと。

一部、書類の不備などもございまして、協会への請求要件を具備せず、請求に至っていない請求未了の債権が797件、大きい額でございますけれども、10億2,100万円あると。それに関連して、この包括保証契約において、また保証債務の履行範囲が「利息及び延滞金については395日を限度とする」と、ほぼ一年ちょっとでございますけれども、そういうところで、それを超えた期間になってしまいますと、一部が請求できなくなってしまうということ。

それから、制度導入時に保証料水準等に関してシミュレーションを行って制度設計を行ったわけでございますけれども、回収手続を強化するといったようなことにつきまして、前提条件がしっかりと実現していないではないかということについて指摘を受けているところでございます。

これに対して、实地監査で指摘をされましたこの797件につきまして、いずれも協会と学生支援機構との間で協議を進めておりまして、この9月末の現在ですとまだ件数としては必ずしも多くございませんけれども、代弁済実行が21件、それから一部入金等により代弁済請求の対象から外れましたのが98件ということで、119件を処理をしたということでございます。

また、協議中の505件のうち56件につきましては10月中に代弁済の実行が決定と、その10月時点の取組状況の報告では書いてございますけれども、代弁済を行っておりまして、89件は入金等により対象外となりまして、残る369件につきまして引き続き11月中の代弁済実行に向けて、協議を継続しているということでございます。

また、訪問督促中等 173 件、ちょっと表にしていなくて見にくいかと存じますが、指摘を受けた分類がございまして、そのいずれもについて現状認識としてはまだまだ十分ではございませんけれども、協議をいたしまして、いずれも代弁済請求に向けて準備を進めているという状況でございます。

それから、2月の時点で797件という指摘を受けてございますので、当然、2月以降にも代弁済に進むべき請求未了債権が発生をしているわけでございますので、そのフォローアップも行いまして、3月以降に発生した請求未了債権706件につきまして、プロセスに従いまして督促を行っておりまして、11月10日までに、11月10日は本日でございましてけれども、延滞状況が解消されなかった場合は、順次、代弁済請求を実施するという手続をとってございます。

また、先ほども申しましたとおり、この10月から返還に入りました20年3月卒業生からが主として今後の機関保証制度の代弁済の主力でございますので、こうした者について機関保証制度がしっかりと機能するかどうかという妥当性を検証いたしますために、機構に民間の保証関係者、あるいは弁護士の方、それから機構と協会という当事者から成ります機関保証制度検証委員会を設置いたしまして、検証を開始いたしました。

次回が12月初旬であったかと記憶しておりますけれども、この指摘事項につきまして委員会での検証・検討を経まして、ルールといった点につきましても協会と機構との間で協議をいたしまして、本年度中に必要な改善を図りたいと考えてございます。

御説明は概略、以上でございまして、あと御質問に応じましてお答え申し上げたいと思います。どうぞ、よろしく願いいたします。

○安念主査 どうもありがとうございました。いかがでしょうか。両委員から、何か。

○大橋専門委員 よろしいですか。

○安念主査 どうぞ。

○大橋専門委員 説明、ありがとうございます。19年度の回収率を見ると79.2%ということで、前から聞いているように、何とというか、顕著な改善がないというのが私の率直な感想ですが、この79.2%という回収率という水準がどう評価すべきなのか。例えば、この支援機構の中期計画か何かで回収率については何年までにどれぐらいにするという中期計画はでき上がっているのかどうか。もし、そういうものができているとすれば、それと比較して、79.2%はどういう感じになるのか。まず、その中期計画のようなものに目標を掲げられているのかどうかということについてお伺いしたいと思います。

○下間課長 現行のということでございますか。

○大橋専門委員 はい。現行の。

○下間課長 現行、その8割といったような回収率の状況につきまして、例えばこれを85%に引き上げるという記載はございません。

○大橋専門委員 なぜ、ないのですか。

○下間課長 今後についての検討課題であろうと思っておりますけれども。

○大橋専門委員 前のこういう会議で、私は今言ったようなことに似たような趣旨のことを申し上げたような感じがしますが。

○下間課長 一つには、新規回収分については95%ということで、目標を立てて実施をしているということがございまして、あとは過年度の延滞分をどこまで回収を進めていくかということが課題でございますけれども、今年度、特にいろんな理財の監査等で御指摘を受けたこともございまして、過年度分と呼んでおりますけれども、期日が到来した過去の延滞債権、期日到来分が645億円でございますけれども、それを20年間、返還期間がございまして、延ばしていくと2,253億円ということになります。それにつきまして一定のその回収についてどう進めるかということと、それから、「これまで行っていなかったのか」というお叱りを受けそうですけれども、その645億円、あるいは2,253億円について、一体、どういう状況にある債権なのか、果たして今までに一部でも入金したことがあるのか、それとも、一番回収が難しいのは、例えば住所の補捉をしていない住所不明者で、そこからスタートをしなければいけないということがあるわけですが、そういうものを初期の延滞債権、それから、ある程度、サービサーなどを活用しても、なかなか回収が進まない1年超、あるいは8年を超えると、ほぼ、サービサーの方も「なかなか難しい」というお声もあるわけですが、そういう長期のもの、それから住所不明のものと分類をいたしまして、そうしたものについてある程度、計画的に解消をしていくということを目指して立てたところでございます。

大体、その延滞分は過去において25%ぐらい、20%ぐらいですか、回収を進めたこともございまして、今、14%、15%ぐらいになっていると思いますので、そういうものをどこにその回収率を設定するかということによって、全体としての要回収額に係る回収率をどのぐらいに設定できるかということはあるかと思っておりますので、全体としてそのリスク管理債権について報道等もございまして、これから21年度からの新たな中期目標計画期間においては、23年度までの3か年で半減を目指すということ、この先日の財政審のヒアリングのその場ではお尋ねはございませんでしたけれども、その中でお尋ねがございましたら、お答えをしたいと思います。

○大橋専門委員 何のお金ですか。

○下間課長 いわゆる645億円のリスク管理債権の、今、期日到来分の部分がございますよね。そこを半減させると。自動的に、イコールではありませんが、件数と金額が必ずしも一致しない部分がございますので、大体、2,253億円を半減させることができるであろうというふうに。

○大橋専門委員 何年かけて。

○下間課長 ちょっとこれを配ってください。21年度から23年度まで、3か年で。次の中期目標計画期間は5か年ありますが、その5か年の目標はなかなか今の段階ではっきりと見通しを立てることが難しいのですが、大体、その分類をしてきますと、要するに今までに一部でも入金があったものについては、きちんと督促を重ねていくことによって、い



いわゆる延滞債権、延滞債権は1か月も超えれば延滞債権ですが、その中で延滞3か月以上の延滞債権はリスクが高いということで、リスク管理債権と呼んでいるわけですが、これについてはここにございますとおり、期日到来分は645億円ですから、トータルで19年度末で2,253億円あるわけですが、このうち一部入金があるもの、あるいは初期の延滞3か月以上1年未満であって、民間委託をすることによってしっかり回収を進めることが見込まれるもの。

それから、これまでの試験的な実施の中でもやはり一定期間が経ちますと、サービサーを活用しましてもなかなかその回収が難しいというその延滞1年以上のものについては、大体、これも半分ぐらいが目標になるかと思えます。その辺りを加味しながら、それから住所不明者についても、当然、その補捉はいたしますが、まずはその住所を把握するところからで、回収にかなり難度が高いだろうということ。この辺りを加味いたしますと、半減を目指すのは決して到達するのが難しい目標ではないと私どもとしては考えまして、機構と相談をいたしまして、このような目標を立てたいと考えてございます。

○翁委員 この半減というのは、この半減を実施できると要回収額に占める回収率は、イメージとしてどのぐらいになるのですか。

○下間課長 要回収額が大体、過年度分で800億円ぐらい。

○池尻課長補佐 約200億円ちょっとを回収、キャッシュで入れるのは200億円ちょっとです。実際、その200億円を入れても、猶予などもあるので、実際はそのお金が入らなくても延滞がなくなっていくという形がありますので、単純に645の半分ということではありません。

○下間課長 ちょっと整理をした上でもう一回、説明してください。事柄が複数あると思えます。一つはいろいろと延滞になっている理由を、今、返還しなければいけない方は20万人ぐらい発生、毎年、返していただくのですが、それに有意かどうかはわかりませんが、返せない理由というのをアンケートを送りまして、8,000件ぐらい返ってきているんですね。

20万人に対して8,000件なので、それが本当に実情なのかということではありますが、その8,000件の中で25%ぐらいの方は失業とか、経済的に困窮とか、あるいは在学、留学とか、本来であれば延滞債権ということではなくて、返還を猶予できる、猶予しているというのを最終的にはそれも回収しなければいけないという意味では、しっかり回収しなければいけないのですが、当面、その猶予をすることができるものについても延滞額の中に含んでいると。

その辺りは返還の相談機能をしっかり強化をすることで、猶予すべきものなのか、回収をしなければいけないものなのかという振り分けもしっかりすると。それから、そこは返せる方と、それから返せない方が、言い方が適切かどうかわかりませんが、返すべき方がおられると思えますけれども、そういう中で、本来、返せるのに返さない方についてはしっかりと回収を強化しなければいけないということがありますけれども、同時にや

はり返せない方、本当に経済的に困窮していて返せない方は猶予という方向に向けることによって、延滞債権に入っているけれども、延滞債権から外すという部分がございますので、今のその猶予に回る部分もあるというのはそういうことです。

○翁委員 大きなベン図を描いて見せていただかないと、ちょっとよくわからないので、猶予と回収と延滞債権等の関係、ちょっと、わかりにくいので。

○安念主査 猶予といえば、実際には払えないけれど、法的には、弁済をしなくても、弁済期が到来していない、債務不履行にはなっていない、というカテゴリーの人ですね。ただ、今、翁委員から申し上げたように、それがどういう構成になっているのかを、ちょっと数字で示していただけるとよりわかりやすいかなと思うのですが。

○下間課長 これは可能ですかね。今の8,000件という数字はつまり20万人、2,253億円というベースで猶予に回るべきものが、今の時点でどのぐらいかということが見込まれているわけではございませんので、20万人に対して8,000件という中では、その8,000件の中に4分の1ぐらいは本来、猶予に回るべきものがありますので、それをそのまま倍数にしてしまえば、このうち4分の1ぐらいは猶予ということになりますが、そこまでの推計はちょっと乱暴かなという感じがいたしますので、もう少し精緻に分析をする必要があると考えてございます。

ただ、この中には確かにしっかりと、これから計画的に回収すべきもの、それから本来、猶予に回るべきものが、先ほど申した、大変、お恥ずかしい話ですが、きちんと返還の相談体制が整っていないがために、猶予にきちんと回っていない部分がございますので、そうしたところを整理をきちんとしていくということがございます。

○安念主査 しかし、これは考え方の問題ですが、猶予せざるを得ないような案件が発生するであろうということは、これは金を貸している以上、特に無担保で貸している以上は、一定の確率で発生するのはしょうがないですね。その場合、どう手当てをするかですよね。つまり、猶予をして指導しますというのは、最低限、そうしなければいけないけれども、そういうのが発生することがわかっている以上は、リスクをヘッジする方法をあらかじめ取っておくのも一つの手ですよね。率直に言って、御努力は御努力ですが、ありていな話をすれば、延滞の件数は増えると思うんですよ。これだけ景気が悪くなっていますからね。そうだとすると、やはり、あらかじめ仕組みを設けておかなければならないということにはなりませんか。

○下間課長 おっしゃるとおりで、今のところ、機構には応急、あるいは緊急といった経済状況の家計の急変などで臨時に採用する仕組みがありますが、それを今、9月、10月と注意深く追っているのですが、今、10月現在までは例年に比べて増えている、ないしは今年4月時点からの中で増えているというデータはまだ取っておりません。

したがって、これから、今のこういう経済状況に関して貸与を受けている学生の保護者のという言い方かもしれませんが、家計の急変といった状況が発生し、あるいは今まではどちらかといえば就職状況が改善をしているという中で、比較的、就職が見込

めたわけですがけれども、これから、比較的、「就職氷河期」というほどにひどくなるのかどうか、その辺りも見極めなければいけませんけれども、就職が難しくなっていく。

したがって、返還が円滑に進まないのではないかとということも十分予想されます。その辺り、これから年度をかけて少し状況をしっかりと見ていかなければいけないということがまずございます。それから、お話がございましたような、少し長期に向けた仕組みということになりますと、機構自身は貸倒引当は1,300億円、積んでいますから、それをすべて引当処理をしていけば、当然、これまでもやってくれば、このような延滞債権の状況にはなっていないわけでございますけれども、一方、その回収不能債権に対して現金で、予算上、充てている現金はこれまで10億円、15億円といった金額がいっぱいございまして、どの程度の予算を充てながらこういう経済状況の中で、ある程度、その発生するであろう、いわゆる民間の金融機関における貸倒れというものに対して対応していくのかということ、少し、私どもも、今まで余りこういう延滞債権についてどう計画的に解消をしていくかという具体策についても、恥ずかしながら、十分、検証ができていなかったと思いますし、また、やったとしても、先生が御指摘のとおり、やはりどうしても回収できない部分が出てくるであろうと。それをどういうふうに計画的に、いきなり何百億円という国費を入れるということは、こういう財政状況の中でできませんので、どういうふうに行っていくのかということ、これは財政当局の方ともしっかり議論をしていかなければいけないと思っております。

○安念主査 ただ、それは前からここでも議論をさせていただいたところですが、住所不明者、それは解消の努力はしなければいけません、率直なことを言えば、もう、それはそろそろ損切りでしょうというのが常識だろうと思うんですよ。それは探し当てても、もうそう返ってくるものではないでしょう。

だから、一番最初にはこの部分、例えば133億円なら133億円をバルクにして、券面額の5%でも3%でもいいから引き取ってくださる業者さんがいたら、それを引き取ってもらって、それであとは損の部分は貸倒引当金で埋めて、それで損切りをするというのがもうそろそろ常識なのではないかと思うのですが、これについては常識は常識ですが、財政当局が「うん」と言わんというのでしょうか。

○下間課長 お答えがしにくいのですが、予算上の制約もございまして、多分、金融機関の常識からしますと、おっしゃるとおりかと存じます。そうした中で、かつ私どもは教育事業として実施をしておりますので、金融機関であれば、当然、与信を行って、家計上、返せるかどうかということを確認をしながらということでございますけれども、今、比較的、所得がおありになる方についてもニーズに応じてお貸しをするという制度もございまして、一方においてはやはり経済的に困難な方からお貸しをするのが教育事業の本旨でございますので、その辺り、少ししっかりと議論をしていかなければいけない段階であると。実はこのことについては、かねて御指摘をいただいているということも聞いております。

○大橋専門委員　しかし、それは前から議論になっているわけで、「損切りについて早く主計局とか理財局と相談したらどうですか」というのが、こちら側の提案で、これはもう一昨年の12月から言っていると思います。お互い、それをやっていないんだ。

○下間課長　その幾つかのステップがあると思うのですが、これも私どもが十分、これまで対応できておりませんでした。まず、回収強化をどう進めるのか。その回収強化を進めたとして、その回収できない部分がどのぐらいあるというそのこの部分の検証に当たって、ようやくこういう分類ということに至っていると。

○大橋専門委員　しかし、それは回収を幾ら一生懸命、100%やっても、返せない人が出てくるわけだから、そういう人をどうするかということで、「主計局と早く相談してくださいよ」ということをここで何回も言っているはずですよ。

○下間課長　過去、そういう御指摘をいただいているということは、私も承知しております。

○安念主査　住所不明者の場合は、住民票とそれから戸籍の附票だけれども、こういう人は大体、届出もしていないものです。それで勤めていけば、会社に行って「あの人、どこにいますか」と聞けるけれども、それもできないとなれば、事実上、もう、手はないですよ。だから、今、大橋委員からも申しましたように、もう、そろそろ覚悟を決めていただいて、根雪の部分についてはもうあきらめて身軽になっていただいて、その見込みのあるところに精力を集中、そういうことですよね。そろそろ、そういう体制でやっていただく時期ではありませんか。返らないものは返ってきませんよ。

○大橋専門委員　できないものはできないのです。

○安念主査　できないものはできない。しょうがない。

○下間課長　全く、おっしゃるとおりですが、その一方で有識者会議の報告を受けて、回収はどこまで強化できるのかということについて、今年、初めて網羅的に概算要求もあせていただいております。財政当局といろいろ話をする中では、とにかく回収強化をやらなければいけないでしょう。では、どこをやりますか。それでどのぐらい効果が上がるか検証できますかと。そういう議論を今、しているタイミングでございまして、21年度、そういう回収強化の、これが最終メニューだと思いますけれども、それぞれ、概算要求をお認めいただければそういう費用をかけてしっかりと民間に委託すべきものもやはり費用がかかりますので、今まで試験的に少しずつやってきたその民間委託、サービサーへの委託についてもしっかりとやる。

それから、増やさないための努力という意味でのコールセンターのようなものも、今までなかなか相談に応じられないと、随分、苦情もありましたが、そういうところもしっかりやる。そういうものを整えた上で、やはり、おっしゃるとおり、根本的には「どうしても」という部分をどうするのかという議論をしていく。私どもはそういうステップかなと考えてございます。

○安念主査　人間は金を貸してもらうときには、「ありがとう、ありがとう。本当に地獄

で神様に会ったようです」と言うものですが、これが返すときになると「あなたは鬼か」と、こうなるのが人間というものですよ。そうとなると、不人情なようであっても、後にずっと永続的に続けなければならない制度である以上は、回収するときには鬼になる以外に方法はありませんね。

そうだとすると、延滞3か月以上1年未満とおっしゃいますが、やはり3か月经つともうかなり難しいと思いますよ。つまり、初手のところからびしびし、厳しく回収しないと、それは人間、喜んで金を返す人はいませんよ。とすると、やはり、それは気持ちはわかるし、教育なのだから、私も教育者だからよくわかるけれども、ちょっと、心が優し過ぎませんか。

○下間課長 しっかり回収をというその部分は、しっかり受けとめたいと思います。ただ、返還に入って1か月目は意外にうっかりとか、やはりおっしゃるとおりで、借りるときは、貸し始めて、4年間、借りて、返すのが卒業後というところで、1か月、2か月は意外に、本来、督促を受ければきちんと返していくけれども、うっかりというところもありますので、そこをどうするかは議論のあるところだと思っております。

○安念主査 「うっかりはだめなんだよ」と。「もし、これが住宅ローンだったら、競売にかけられるかもしれないんだよ」というのでやはり教えてやらないと、教育にもなりませんね。しかし、担保がないからね。脅しが全然効かない。何かないですかね。

○下間課長 一つは、今まで仕組みとしてはありましたけれども、連帯保証人、保証人に対する請求の督促、架電業務が十分ではなかったと思っております。その辺り、強化をする。やはり、連帯保証人は通常は保護者になって、保証人は親族、4親等以内の親族が原則ですが、それ以外でも認められるということではありますけれども、そういう、なかなか親御さん、あるいは親族の方のところに電話が行くと、やはり「本人、しっかり」という部分もありますので、その辺りも私どもは十分でなかったと反省してございますし、その辺り、しっかり取り組んでいきたいと思っております。

また、サービサーの回収、それから法的措置につきましても、徐々にこういう早めていく、早期に法的措置に移行すると。とにかく、見極めをしっかりと、しっかりと督促をするプロセスで本人、それから保証人にしっかりと督促をするということはきちんとやって、やはりその上で難しいものについては早目に民間の回収をして、それでも行かないものは強制執行まで含めた法的措置の手續に早期に入る。こういうプロセスをしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○安念主査 私なら逆ですね。もう、いきなり「督促命令、支払命令をもらってしまおう」と言います。最初の脅しがなければ、そんな電話をかけても、返さない人は返しませんよ。

○下間課長 議論の中は「即、法的措置を」という御意見もございます。

○安念主査 それは当たり前ですよ。でも、そういうふうにはまとまらなかったんでしょう。

○下間課長 有識者会議で御議論をいただいた中では、そこまではいただいております。

○安念主査 それは痛しかゆしのようなことがあるから。それと一つ、伺いたかったのは協会、機関保証の協会ですが、これはどうですか。代位弁済をばちばちやっていった場合に、財務的な体質はどうなるんですか。その財源は何ですか。

○下間課長 もともと、保証料で取ってきておりますので、それが積み重なった部分がございますから、当面は問題ないということです。

○安念主査 どのぐらい貯まっているんですか。

○下間課長 ちょっと、お待ち下さい。済みません。即答できなくて、申し訳ありません。桁が違いましたね。積立てが 20 億円です。積立金は 20 億円を計上して、そうか、前受保証料が 185 億円だから、やはり 200 億円ですね。一桁違います。200 億円です。

○安念主査 余りシィックな積立てではありませんね。これは下司の勘繰りだろうと思いますが、余り金が貯まっていないから、余り代弁済をばんばん請求すると、この協会が倒れてしまうものだから、遠慮なさっているのかなと、ちょっと下司の勘繰りで思わぬでもない。

○下間課長 協会自身の求償権の行使をどうするかということも、一部、民間の金融機関の経験のある方も入れてノウハウを蓄積はしておりますけれども、最終的にはこの部分も自ら当たるといことはなかなか、やはり民間に委ねていかないとしっかりとできないだろうという部分がございますし、また、おっしゃるとおり、これから代弁済を、どうしてもその機関保証は人的保証が立てられなかった方でございますので、この機構の仕組みがというより、一般論として、やはりなかなかその回収が難しくなるのではないかという予測もございますので、その部分も今、この 9 月から立ち上げました機関保証の検証委員会で、今後、持続性のある、妥当性のある機関保証制度をこの協会でもう実施をしていくのか、その仕組みといったこと、あるいは協会におけるこういう請求、求償権の行使の在り方という部分についても議論をしていただこうと思っております。

○翁委員 これ、加入率がすごく上がっていますよね。すごく、そこが怖いなという率直な感想を持つんですね。やはり、ここにどンドン、皆、頼るようになってきて、恐らく経済情勢も悪化していきますから。

○安念主査 そう。僕も全く同感ですね。

○翁委員 そうすると、ここが全部やらなければならない方向になっていって、そうするとすごく私としては怖いと言わざるを得ない。

○安念主査 だから、まだやったばかりだから、そもそも、保険事故がどのくらいの確率で発生するか、よくわからないというところだと思いますが、やはり、ちょっと保証料を安くということだけを考えていくと、やがて回らなくなる可能性がありますよね。

○大橋専門委員 ちなみに、19 年度の国際教育支援協会が払った代位弁済の額、件数はどのくらいですか。

○池尻課長補佐 5 ページ。

○大橋専門委員 5 ページ。

○池尻課長補佐 はい。

○安念主査 これだ。一番下ですね。今のところは大した額ではありませんね。代位弁済は当然だけれども、弁済を怠ると、期限の利益を喪失するわけですよ。とすると。残額すべてについて弁済期が到来するわけだから、その残額について代位弁済するということですよ。

○下間課長 そうです。

○安念主査 そうですね。わかりました。それは住宅ローンと同じでしょうね。住宅ローンの場合は本当に貸し倒れは少なく、皆、家は何とか住みたいから、どんな無理をしても返すけれども、やはりこれは何しろ担保が何もないから、難しいですよ。

いかがですか。では、年末答申はやはりその回収の強化を、率直なところ、有識者会議の線を超えて頑張っていたきたいという点と、それから、この機関保証制度の在り方を見直しという点に、多分、力点を置いて書かせていただくことになると思いますので、また、御協力方、よろしくお願ひしたいと存じます。今日はありがとうございました。本当に済みません、こちらのわがままで、大変、御迷惑をおかけしました。ありがとうございました。

○下間課長 ありがとうございました。